

## 令和4年10月 文書質問及び回答

1 質問者 我孫子洋昌議員

2 質問事項 中央省庁や北海道等へ回答した調査書等の公表について

質問の内容・要旨	回答
<p>国勢調査や経済センサスなど、町民が直接調査表に記入する方式の国の調査以外にも、政府統計の前提となる各種調査に職員が業務として対応しているが、これらについては下川町の現状がどのようなものか、全体集計の中で把握することが難しい状況にある。</p> <p>また、社会的に大きな影響を及ぼす事件が起きた場合、各自治体がどのような対応を行っているか等のアンケート調査が報道機関から寄せられることもある。</p> <p>これらについて、日常業務のなかで、どのくらいの作業量をもって対応しているか、具体的には、年間にどのくらいの件数に対応しているのか。</p> <p>また、可能なものについては、どのような回答を行っているかをホームページで公表する等、町民と情報共有をすべきだと考えるが如何か。</p>	<p>政府統計の前提となる各種調査につきましては、各担当課において国や道から日々各種の調査依頼が来ておりますが、その件数は非常に多く全数は数百に上ると考えられます。</p> <p>これらのほか、災害時など、国や都道府県で緊急的に情報が必要となった場合や、社会的に大きな影響のある事案については、報道機関から照会がある場合もあり、調査数量はさらに増加します。</p> <p>調査に係る業務がどの程度の作業量となっているかにつきましては、各種調査依頼が来ても、その調査のみに集中して回答を作成できることはあまりなく、窓口業務を含めた他の業務を行いながら対応しており、また調査期限内において複数の調査を同時に処理することもあるため、具体的に調査業務に要した作業量が、何時間、何日という風に把握することは難しい状況です。</p> <p>また、可能なものについては町がどのように回答を行っているか、町のホームページで公表してはという点につきましては、国や都道府県が行う調査は実施主体が国や都道府県であり、市町村がどのように回答したかを公表するためには、どのような照会があったかを示す必要があるため、その公表については、調査実施主体に公表の可否について確認する必要があると考えます。</p> <p>また、国や都道府県が行った調査で、公表が可能となっているものは、それぞれのホームページ上で確認できるほか、政府統計情報に特化したインターネットサイトなどもあり、こちらで検索することもできる状況となっています。</p> <p>町が国や道に報告したもののうち、特に町民等に大きな影響のあるものや、町が町民を対象としたアンケート調査など、町民と情報共有していくべきものにつきましては、必要に応じて情報提供して参りたいと考えています。</p>